

人事労務部門がおさえておくべき

海外赴任者・駐在員にかかる社会保険・税金処理と人事労務体制構築の進め方

~ タイ・インドネシア・ベトナムにおける事例と対応 ~

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2018年 11月29日(木) 10:00~13:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム (東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

人事・労務部門、経理部門、海外事業管理部門など関連部門のご担当者

講師

Bridge Note (Thailand) Co., Ltd.

President 社会保険労務士 米国公認会計士 (inactive) 長澤 直毅 氏

2012 年まで社会保険労務士法人の代表社会保険労務士として中国、ベトナム、インドなどアジア各国での就業規則、雇用契約書作成、労務監査を対応。2012 年よりインドネシア・ジャカルタ駐在。2013 年にタイ・バンコクに駐在。2016 年に Bridge Note (Thailand) Co., Ltd.を立ち上げ、タイを中心にアジアでの労務管理、解雇にかかる対応、労働組合、従業員・福祉委員会の対応にかかる相談、人事制度作成時の相談、会計・税務その他経営に関する相談、会計・7万享入支援を行う。



《申込方法》当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q

Q検索

■受講料: 1名(

税认 · 資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)を ご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格32,000円)

一般 37,800円(本体価格 35,000円)

182056-0505		海外赴任者・駐在員にかかる社会保険・税金処理と人事労務体制構築の進め方				
ふりがな 会社名						
住 所	₸					
TEL			FAX			
ふりがな ご氏名				所原役	属職	
E-mail						

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。 後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会 HPにてご確認いただけます。($[TOP] \rightarrow [$ 公開セミナー $] \rightarrow [$ よくあるご質問])※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2 F

・プログラム・

■開催にあたって■

近年のグローバル化に伴い、自社の社員を現地駐在員として海外赴任させる機会が増えております。しかし、海外赴任者・駐在員の処遇や制度、社会保険事務および給与・税務処理は国内の人事管理・税務処理とは勝手が違い担当者が苦労する項目です。そこで本セミナーでは、海外赴任に伴う人事労務・税務について実務面で役立つ必要な知識や対応策をタイ・インドネシア・ベトナムの3カ国の事例を交え、必要となる知識やノウハウを解説します。

1. 海外進出・赴任前の対応事項

- (1)日本の社会保険及び個人所得税にかかる手続き
- (2)海外赴任規定と出向契約
- (3) 駐在員の給与設計と負担割合

2. 赴任中及び帰任時の対応事項

- (1) 赴任中の海外での社会保険及び個人所得税の取り扱い
- (2) 赴任者の労働時間管理、時間外労働に問題点と対応
- (3)海外での生活面、メンタルヘルスにかかる留意点
- (4) 増員時の留意点
- (5)帰任時の社会保険及び個人所得税の取り扱い

3. 海外労務管理にかかる日本人事労務部門の対応事項

- (1) タイ、インドネシア、ベトナムの現地労働諸法令の概要
- (2) 最新の労働諸法令の改正及び動向
- (3)採用から退職までの個別労務事例
- (4) 労働組合にかかる事例と対策

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます

裏面もご覧下さい! - 枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。